

第二次再犯防止推進計画（案）について

東京都再犯防止推進協議会
法務省説明資料

令和5年2月15日（水）

▶ 第二次再犯防止推進計画の検討状況について

1－① 法制定から5年間の振り返りと第二次再犯防止推進計画の検討

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

第1条～第5条	目的、定義、基本理念、国等の責務、連携・情報の提供等
第6条	再犯防止啓発月間（7月）
第7条～第8条	再犯防止推進計画、地方再犯防止推進計画
第9条	法制上の措置等
第10条	年次報告（再犯防止推進白書）
第11条～第24条	基本的施策

再犯防止推進法の施行状況の検討

○ 附則第2条（検討）

国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **令和3年12月に施行後5年を迎えており、施行状況の検討が必要**

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

○ 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策（再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応）を定めたもの

○ 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、**現計画の計画期間は令和4年度末までであるため、令和4年度中に計画の見直しが必要**

1 – ②法制定から5年間の振り返りと第二次再犯防止推進計画の検討

【現行計画における7つの重点課題と115の施策】

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

- ・ 関係機関の職員等に対する研修の充実 等

1-③ 法制定から5年間の振り返りと第二次再犯防止推進計画の検討

二次計画の検討状況（「再犯防止推進計画等検討会」の開催状況）

第1回検討会（R4.2.1）

- ・ 再犯防止の推進に関する取組の進捗状況等について

第2回検討会（R4.3.15）、第3回検討会（R4.3.24）

- ・ 関係者からのヒアリング

第4回検討会（R4.4.18）

- ・ 次期再犯防止推進計画の策定に向けた重点事項（案）について

⇒ **重点事項の公表**

第5回検討会（R4.9.27）

- ・ 素案の検討①（就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの提供）

第6回検討会（R4.10.11）

- ・ 素案の検討②（特性に応じた指導（薬物等）、修学支援）

第7回検討会（R4.10.27）

- ・ 素案の検討③（民間協力者・地方公共団体との連携強化・その他）

第8回検討会（R4.11.29）

- ・ 案文の検討

⇒ **検討会案セット**（R4.12.20）

1－④ 再犯防止推進法の5年後検討と第二次再犯防止推進計画の検討

今後の予定

R5.1.23～R5.2.5 パブリックコメント実施

R5.3頃 **閣議決定**

★「再犯防止推進計画等検討会」の検討状況は法務省ホームページ上で公表中
(トップページ > 政策・審議会等 > 刑事政策 > 再犯防止対策 > 政府の取組 > 再犯防止推進計画等検討会)
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html

▶ 「第二次再犯防止推進計画（案）」概要

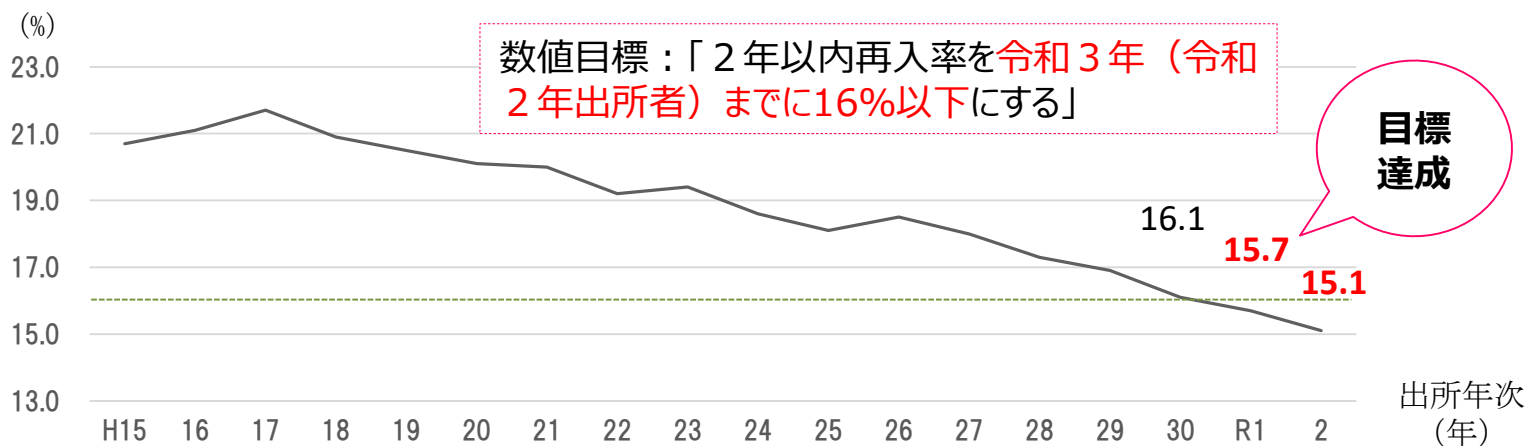
2 - ① 「第二次再犯防止推進計画（案）」（概要）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 更矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



出所受刑者の2年以内再入率の推移



2 - ② 「第二次再犯防止推進計画（案）」（概要）

■ 基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

2-③ 「第二次再犯防止推進計画（案）」（概要）

■ 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

2-④ 「第二次再犯防止推進計画（案）」（概要）

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

2-⑤ 「第二次再犯防止推進計画（案）」（概要）

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

2-⑥ 「第二次再犯防止推進計画（案）」（概要）

⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- | | |
|--|--------------------|
| ① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 | ② 新受刑者中の再入者数及び再入者率 |
| ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率 | ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率 |
| ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率 | ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率 |
| ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率 | |

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画（案）

就労の確保

第一次推進計画に基づく主な取組

① 矯正施設における就労能力の強化や就労先の確保に向けた取組

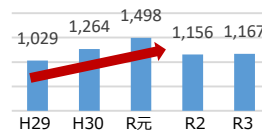
- 就労支援スタッフ・就労支援専門官の配置
- 職業訓練等の充実
- ハローワーク相談員による矯正施設駐在支援
 - ・ 刑事施設35庁、少年院1庁において実施
- コレワークの拡大（全国8矯正管区で運用開始）

② 出所後の保護観察段階等における就労先の確保や職場定着に向けた取組

- 新たな協力雇用主の開拓・確保
 - ・ 法務大臣による経済団体トップとの面会
- 更生保護就労支援事業の実施（全国25庁）
 - ・ 保護観察対象者等に対するきめ細かな就労支援
 - ・ 協力雇用主、保護観察対象者等の双方に対する寄り添い型の職場定着支援の開始

主な成果

- 矯正施設在所中の就職内定数



- 実際に雇用している協力雇用主数 **約2.5倍**
472社 (H26.4) → **1,208社** (R3.10)

今後の課題

- ・ 拘禁刑創設を踏まえた刑務作業・職業訓練の適切な実施
- ・ 雇用ニーズを踏まえた職業訓練の充実・強化
- ・ 多様な業種の協力雇用主の開拓
- ・ 離職の防止や離職後の再就職支援の充実
- ・ 農福団体の把握や連携体制の構築・強化

第二次推進計画（案）

- 拘禁刑創設を踏まえた刑務作業・職業訓練の充実
- 多様な協力雇用主の確保や職場定着支援

- ・ 矯正施設内から出所後の職場定着までの 計画的・一貫した指導・支援の実施。（施策2）
- ・ 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据え、個々の受刑者の特性に応じた刑務作業の実施。（施策4）
- ・ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理。（施策5）
- ・ 労働需要や矯正施設の職業訓練の内容も踏まえた多様な業種の協力雇用主の確保。（施策9）
- ・ 寄り添い型の支援による、職場定着や離職後の再就職に向けた支援の充実。（施策14）
- ・ 農福連携に取り組む団体等との連携強化による、就農意欲の喚起、農業等への就労促進。（施策16）

住居の確保

第一次推進計画に基づく主な取組

① 更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入促進等

- 更生保護施設
 - ・ 刑務所出所者等を年間約8,400人保護
 - ・ 高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇のための専門スタッフの配置
 - ・ 更生保護施設退所後の継続的な支援の実施
- 自立準備ホーム
 - ・ 刑務所出所者等を年間約1,900人保護

② 居住支援法人と連携した住居確保支援

- 「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」の開催（R2～）
- 刑事司法関係機関等による 居住支援協議会への参画

主な成果

- 帰るべき場所のない刑務所出所者の数



今後の課題

- ・ 更生保護施設や自立準備ホームの受入れ・処遇機能の強化
- ・ 居住支援法人と連携強化
- ・ 更生保護施設退所後等の地域社会での定住先の確保

第二次推進計画（案）

- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実強化
- 地域社会における定住先の確保

- ・ 更生保護施設における、地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備（更生保護委託費の構造の見直しに向けた検討等）の推進。（施策19,20）
- ・ 住居提供者に対する不安軽減に向けた取組の実施。見守りなど要配慮者への生活支援を行う 居住支援法人との更なる連携方策の検討。（施策22）
- ・ 改正後の更生保護法に基づく、矯正施設在所中から、満期出所後直ちに必要な措置を受けられるようにするための調査・調整の実施。（施策25）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画（案）

高齢者又は障害のある者等への支援

第一次推進計画に基づく主な取組

① 受刑者等に対する支援

- 受刑中の段階（矯正施設）における福祉的支援
 - ・ 高齢・障害者等に対する社会復帰支援指導プログラムの実施
 - ・ 福祉専門官の配置数拡大による支援の充実
- 出所段階における特別調整
 - ・ 矯正施設・更生保護官署・地域生活定着支援センター等が連携した特別調整(福祉へのつなぎ)の実施

② 起訴猶予者・全部執行猶予者等に対する支援

- 更生緊急保護の重点実施等
 - ・ 起訴猶予処分となった高齢・障害者等に対する専門的な支援の実施
- 被疑者・被告人に対する支援
 - ・ 検察庁・保護観察所・地域生活定着支援センターが連携した入口支援の開始

主な成果

実績アップ

- 社会復帰支援指導プログラム受講開始人員
343人（H29年度） → **456人**（R3年度）
- 特別調整の終結人員
704人（H28年度） → **826人**（R3年度）
- 更生緊急保護の重点実施等件数
199件（H28年度） → **340件**（R3年度）

今後の課題

- ・ 福祉的支援が必要な者の掘り起こし、支援対象者への動機付けの強化
- ・ 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター等の連携強化
- ・ 効果的な入口支援の実施

第二次推進計画（案）

- **ニーズの把握・動機付けの強化**
- **刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化**
- **被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施**

- ・ 福祉的支援が必要な者の掘り起こしやニーズの把握、支援に対する動機付けの適切な実施。（施策26,27）
- ・ 矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携による、特別調整の着実な実施。（施策28）
- ・ 更生緊急保護を活用し、勾留中の被疑者の段階から必要な生活環境の調整を実施。（施策31）
- ・ 被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携による、釈放後の速やかな福祉サービスへのつなぎを実施。（施策31）

薬物依存の問題を抱える者への支援

第一次推進計画に基づく主な取組

① 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施

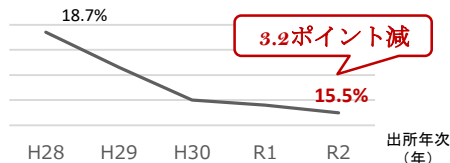
- 矯正施設内から出所後までの一貫した専門的プログラムの実施
- 出所後の環境を見据えた処遇を行う「女子依存症回復支援モデル事業」の実施
- 麻薬取締部による「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」の実施

② 薬物依存症の専門医療機関及び相談支援の充実

- 都道府県及び指定都市において、相談拠点及び専門医療機関の指定の推進
- 自助グループを含む保健医療機関等と連携した保護観察処遇の実施

主な成果

- 罪名別2年以内再入率（覚醒剤取締法違反）



- 医療機関等による治療・支援を受けた保護観察対象者数
333人（H28年度） → **536人**（R3年度）

今後の課題

- ・ 施設内から社会内への一貫した指導の充実及び医療機関・自助グループ等との連携強化
- ・ 増加する大麻事犯への対応
- ・ 薬物事犯者への指導・支援の効果検証に関する方策の検討等

第二次推進計画（案）

- **再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施**
- **増加する大麻事犯に対応した処遇の充実**

- ・ 専門的プログラム等の指導を一貫して実施するとともに、アルコールや医薬品の依存等個々の対象者が抱える問題に応じた指導・支援を実施。（施策34）
- ・ 少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成、保護観察所における専門的プログラムへの大麻に関する指導項目の新設など、大麻事犯に対応した処遇の充実。（施策35）
- ・ 自助グループ等の民間団体との連携を強化し、刑事司法手続が終了した後も継続的な支援ができる体制を整備。（施策39）
- ・ 薬物事犯者に対する指導等の効果の検証。（施策42）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画（案）

学校等と連携した修学支援

第一次推進計画に基づく主な取組

① 少年院在院者に対する修学支援

- 民間事業者による修学支援デスクの設置
- 高卒認定試験に向けた重点的な受験指導
- 在院中からの通信制高校への入学
- インターネット等を活用した学習支援の実施

② 保護観察対象者に対する修学支援

- 保護観察所の類型別処遇に「就学」類型を新設
- 学習支援やキャリア教育等を複合的に実施する「修学支援パッケージ」の実施

主な成果

- 高卒認定試験全科目合格者率（少年院）
32.5%（H29年度） → **38.1%**（R3年度）
- 修学支援デスク利用者数 **235人**（R3年度）

今後の課題

- ・ 民間のノウハウやICTの活用などによる教科指導の充実
- ・ 少年院在院中から出院後までの一貫した修学支援の実施

第二次推進計画（案）

- **矯正施設と学校の連携による学びの継続支援**
- **学校や地域社会における修学支援**

- ・ 学校における非行防止、性犯罪防止、薬物乱用未然防止等のための教育、復学に関する支援体制の充実。（施策43）
- ・ 矯正施設における民間の学力試験の活用や**高卒認定試験指導におけるICTの活用**の推進。（施策46,47）
- ・ 矯正施設、保護観察所、民間ボランティア等が協働した地域における効果的な修学支援の展開。（施策48）

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

第一次推進計画に基づく主な取組

① アセスメント手法の確立と適切な実施

- 処遇方針検討のためのアセスメントツールの導入
 - ・ 少年鑑別所のMJCAに加え、刑事施設におけるGツール及び保護観察所におけるCFPを新たに導入

② 性犯罪者・ストーカー加害者等に対する指導

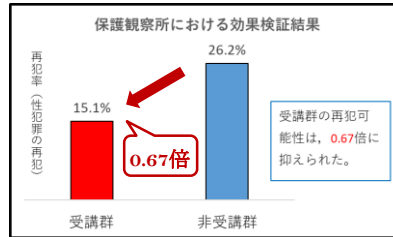
- 性犯罪者に対する専門的処遇プログラムの改訂
 - ・ 矯正施設内から出所後までの一貫性のある指導、受講者の主体性の喚起、小児に対する性加害や痴漢などの問題性に応じた指導等の実施
- ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究の実施

③ 少年・若年者に対する指導・支援

- 法務少年支援センター（少年鑑別所）による地域の関係機関と連携した心理相談の実施
- 発達上の課題を有する犯罪をした者等の特性に応じた指導の実施
 - ・ 少年院における身体機能向上に着目した指導の導入
 - ・ 保護観察所の類型別処遇に「発達障害」類型を新設

主な成果

- 刑事施設・保護観察所が行う性犯罪者処遇プログラムの効果検証により、再犯抑止効果が確認



- 法務少年支援センターにおいて、福祉・保健機関等から依頼を受けて実施した心理相談の件数
1,332件（H29年度） → **2,533件**（R3年度）

今後の課題

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 性犯罪者に対する刑事司法手続終了後の地域における支援の実施等、処遇方策の充実
- ・ 刑法及び少年法の改正等を踏まえた特性に応じた処遇の充実強化

倍増

第二次推進計画（案）

- **アセスメント機能の強化**
- **性犯罪やストーカー・DV加害者、少年、女性等の特性に応じた指導等の充実**
- **刑法及び少年法の改正等を踏まえた処遇の充実**

- ・ アセスメント機能の強化を図るとともに、アセスメント内容の他機関への適切な引継ぎの実施。（施策50）
- ・ 地方公共団体等が利用可能な性犯罪者に対する支援ツールの提供及びその活用の促進。（施策51）
- ・ 若年受刑者に対し、少年院の教育手法やノウハウ、建物・設備等を活用するなど、特性に応じたきめ細やかな指導を充実。（施策56）
- ・ 女性の抱える困難に応じた指導等の充実。（施策60）
- ・ 拘禁刑の創設を踏まえ、特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムを充実。（施策62）
- ・ 少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起したり、社会人として必要な知識を付与するなどの指導を充実。（施策62）
- ・ 矯正施設及び保護観察所における犯罪被害者等の心情等を考慮した処遇の充実。（施策63）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画（案）

民間協力者の活動の促進

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **保護司等民間協力者の確保・支援**
 - 保護司活動の負担軽減及び保護司の適任者確保の推進
 - 民間協力者に対する表彰の実施
- ② **再犯防止活動への民間資金の活用**
 - 再犯防止分野におけるSIBの活用
 - 立ち直り支援活動への民間資金の活用の促進

主な成果

- 更生保護サポートセンターを全国**886**の保護司会に設置
- 保護司専用ホームページの運用開始
- 国が主導する初のSIB案件として、非行少年に対する学習支援事業を実施

今後の課題

- ・ 幅広い層からの保護司の適任者確保
- ・ 民間協力者による活動の更なる普及・促進
- ・ 事業の実施結果を踏まえた再犯防止分野におけるSIB事業の推進

第二次推進計画（案）

- **持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援**
- **民間協力者の活動の促進**

- ・ 時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の活動環境等について、**2年を目途として検討・試行**を実施。（施策64）
- ・ 保護司専用ホームページの機能拡充など、**保護司活動の一層のデジタル化**。（施策65）
- ・ NPO法人や自助グループ等の民間協力者、弁護士・弁護士会等との一層の連携強化。（施策71,72）
- ・ 民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進。（施策74）

地域による包摂の推進

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **地方公共団体との連携強化**
 - 地域再犯防止推進モデル事業の実施
 - ・ 36の地方公共団体に委託し、地域の実情に応じた再犯防止のモデル的な取組を実施（H30～R2）
 - 先進的な取組を横展開するための協議会の開催
 - ・ 全国、ブロック、都道府県単位で開催（R3～）
- ② **支援の連携強化・相談できる場所の充実**
 - 法務少年支援センターにおける地域援助の実施
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始
 - ・ 全国8の更生保護施設で開始（R3.10～）

主な成果

- モデル事業における地域の実情に応じた取組例の蓄積
- 地域再犯防止推進計画の策定数 **402団体**（R4.10.1）

今後の課題

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の明確化
- ・ 地方公共団体に対する支援の充実
- ・ 地域における国・地方公共団体・民間協力者等による**支援連携体制の強化**
- ・ 相談できる場所の確保、充実

第二次推進計画（案）

- **国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援**
- **地域における支援連携の強化と相談できる場所の充実**

○ 国・都道府県・市区町村の役割

国	刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。
市区町村	地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

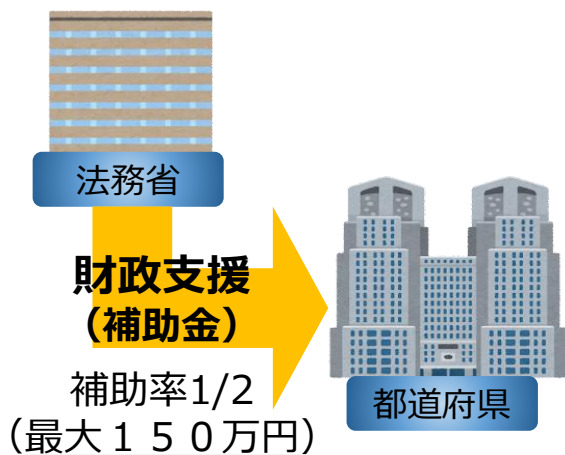
- ・ 上記役割を十全に果たすことができるよう、**地方公共団体に対する情報や知見の提供、各種行政サービスへのつなぎ、体制整備等**に関する支援を実施。（施策77～82）
- **支援の連携強化**
 - ・ 保護観察所における**地域援助**の推進。（施策83）
 - ・ **更生保護地域連携拠点事業**の充実。（施策84）
 - ・ 法務少年支援センターにおける**地域援助**の充実。（施策85）
- **相談できる場所の充実**
 - ・ **刑執行終了者等に対する**援助の充実。（施策86）
 - ・ 更生保護施設による**訪問支援事業**の拡充。（施策87）

令和5年度予算案（地域再犯防止推進事業）について

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 国と地方公共団体の役割分担を明確化する中で、都道府県に担っていただく再犯防止施策を整理
- 都道府県において当該支援を継続して実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



(費目例)
人件費、報償費、旅費、使用料及び
賃借料、需用費（印刷製本費、消耗品費
等）、役務費（通信運搬費等）、
委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**
就労・住居支援 / **専門的支援** / **相談支援** のいずれかを1つを実施